

1. 目的

- (1) この規程は、一般社団法人広島県中小企業診断協会（以下「本会」という）に重大な損害を与える可能性のある「不測の事態」及び「コンプライアンス違反」（以下「危機」という。）が発生した場合、当該事態に関わる情報を正確に把握し、可及的速やかに会長以下必要と思われる役員に伝達するシステムを構築し、その事実に基づき事態の打開に向け迅速かつ適切な対策を講じることを目的とする。
- (2) この規程は、第2項に規定された危機の発生に対して適用する。

2. 適用範囲

この規程の対象となる危機とは以下のとおりとする。

- (1) 事業に関する危機
 - ①会員事業 会費、各種研修、に関するトラブル
 - ②政府指定法人事業 中小企業診断士試験、実務補習、理論政策更新研修等に関するトラブル
- (2) 会員に関する危機
会員が会員の立場で起こしたトラブル
- (3) 人事・労務に関する危機
 - ①役職員の犯罪や不祥事、差別等人権問題、過労死・自殺等
 - ②役職員の守秘義務違反によるトラブル
- (4) 本会の過失に関する危機
契約不履行、脱税等違法行為
- (5) 天災、事故、不法行為等に関する危機
 - ①地震、風水害等自然災害
 - ②火災
 - ③役職員の交通事故
 - ④誘拐、強盗、その他本会業務に対する業務妨害
- (6) その他のコンプライアンス違反や本会の社会的信用に重大な影響を与える可能性のある事項

3. 危機管理組織及び行動の手順

危機管理における組織は以下のとおりとする。

- (1) 各委員長は、危機管理責任者として、所管委員会における危機管理の責任を有する。
協会あっせん事業等、委員会外で発生した危機の場合は専務理事を危機管理責任者とする。
- (2) 第2項に掲げる危機が発生した場合、当該危機管理責任者は事実関係を正確に把握確認し、各担当副会長に報告する。
- (3) 副会長は当該危機の報告を受け、その対応策については以下のレベルを踏まえて判断する。
 - レベル1 当該担当委員会または、事務局に対する指示により危機を回避する場合
 - レベル2 当該危機管理責任者または、当該担当委員会または、事務局との協議の上、危機を回避する場合
 - レベル3 会長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機回避を図る場合。
「緊急対策本部」は副会長、コンプライアンス担当理事、当該危機管理責任者等必要と

思われる適切な者を会長の指名によって組織する。

- (4) 副会長は前項に掲げるレベルにかかわらず、必要に応じて会長以下役員（監事を含む）、所管官庁に対して危機発生報告を行う。

4. 危機発生時の基本原則

危機発生時における基本原則は以下のとおりとし、これを厳守する。

- (1) すべての役職員及び会員は、危機に関する隠し事をしてはならない。
- (2) いかなる事情があろうとも、また、どの階層であれ、当該危機関連情報を滞留させてはならない。
- (3) 発生した危機に関する対外的な発表は会長の承認を得て副会長が行うこととし、他の役職員及び会員がみだりに行ってはならない。
- (4) 当該危機の事実関係の把握、発生からの経過、報告等は危機管理責任者が責任をもって行う。

5. 危機発生時の職務

危機発生時における職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、副会長からの危機発生の連絡を受け、そのレベルを吟味し、対応策を検討するとともに必要な場合には「緊急対策本部」を設置し、その構成員を指名する。
- (2) 副会長は、第3項に掲げるもののほか、危機管理責任者との連絡を密にし、情報の共有化を図り当該危機に関する情報の錯綜、混乱を回避する。また、対外的な発表が必要な場合には、会長の承認を得て、これを行う。
- (3) 危機管理責任者は、副会長の命を受け、当該危機に関する情報についてはそれがどんなに微細なものであっても、取捨選択せず全ての情報を把握することに努め、副会長に報告するとともに、その指示があった場合には情報を開示する。
- (4) 緊急対策本部の構成員は、本部長の指示を受け、当該危機に関する対応策について協議し、迅速かつ適切な処理をする。
- (5) すべての役職員及び会員は、当該危機に関して知り得た情報については、それがどんなに微細なものであっても、取捨選択せず全ての情報を危機管理責任者に伝達する。また、すべての役職員及び会員は、緊急対策本部からの指示については、これに従う。

6. その他

- (1) 当該危機担当部署は危機解決後、再発防止策を検討し副会長と協議の上、必要な措置を講じる。
- (2) 当該危機発生から解決まで、また、解決後においても、関係役職員及び会員は当該危機に関する守秘義務を課せられる。
- (3) この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

7. 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成24年4月2日から適用する。
2. この規程は、令和3年4月18日に改定し、適用する。